**技術的基準　適合チェックリスト**

※ 案件ごとに必要な項目の適合をチェックする。

※ タイトル番号は政令の条項番号を示す。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　　　　目 | ﾁｪｯｸ  欄 | 主な  確認図書 |
| **政令１９条 土石の堆積に関する技術的基準** | | |
| 19-1-1　土石の堆積は、勾配が１０分の１以下である土地において行っているか  ※ 堆積した土石の崩壊を防止するために必要な以下の措置を当該土地に講ずる場合を除く | □ |  |
| ⇒堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる場合、土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものであって、勾配が10分の１以下であるものに限る）を有する堅固な構造物を設置する措置等の堆積した土石の滑動を防ぐ又は滑動する堆積した土石を支えることができる措置となっているか | □ |  |
| 19-1-2　土石の堆積を行うことによって、地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りが生ずるおそれがあるときは、土石の堆積を行う土地について地盤の改良その他の必要な措置を講じているか | □ |  |
| 19-1-3　堆積した土石の周囲に、勾配が１０分の１以下である空地を設けているか  ・堆積する土石の高さが5m以下である場合は、当該高さを超える幅の空地  ・堆積する土石の高さが5mを超える場合は、当該高さの２倍を超える幅の空地  ※ 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置すること等の堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を有効に防止することができる措置を講ずる場合（19-2）には、適用しない | □ |  |
| 19-1-4　堆積した土石の周囲には柵等を設け、また、土石の堆積に関する工事が施行される土地の区域内に人がみだりに立ち入らないよう、見やすい箇所に関係者以外の者の立入りを禁止する旨の表示を掲示して設けているか  ※ 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置すること等の堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を有効に防止することができる措置を講ずる場合（19-2）には、適用しない | □ |  |
| 19-1-5　雨水等の地表水により堆積した土石の崩壊が生ずるおそれがあるときは、当該地表水を有効に排除することができるよう、堆積した土石の周囲に側溝を設置する等の必要な措置を講じているか | □ |  |
| 19-2　堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置すること等の堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を有効に防止することができる措置（19-1-3、19-1-4の※）は、次のいずれかの措置となっているか  ① 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板等を設置し、鋼矢板等は、土圧、水圧及び自重によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造であること  ② 次に掲げる全ての措置  ・堆積した土石を防水性のシートで覆うことその他の堆積した土石の内部に雨水その他の地表水が浸入することを防ぐための措置  ・堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積することその他の堆積した土石の傾斜部を安定させて崩壊又は滑りが生じないようにするための措置 | □ |  |